

令和3年 7月 吉日

保護者の皆様へ

ゆたか保育園  
園長 島田 洋子

令和2年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条第1項に基づき、お子様が本園を利用した際に、伊勢崎市から本園に給付された1人当たりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、利用者負担（保育料）を納めていただくものではありません。

令和2年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者様について、「本園に係る各教育・保育給付認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様に納入していただいた利用者負担（保育料）を減じた額」となります。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付費等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

ゆたか保育園 (教育標準時間認定)

令和2年度公定価格 (一人あたり)

		満3歳児	3歳児	4歳以上児
教育標準時間認定	4月	134,650円	134,650円	118,240円
	5月	134,200円	134,200円	117,790円
	6月	134,650円	134,650円	118,240円
	7月	134,650円	134,650円	118,240円
	8月	134,650円	134,650円	118,240円
	9月	134,650円	134,650円	118,240円
	10月	133,630円	133,630円	117,220円
	11月	125,290円	125,290円	116,990円
	12月	126,540円	126,540円	118,240円
	1月	126,310円	126,310円	118,010円
	2月	125,810円	125,810円	117,550円
	3月	126,260円	126,260円	118,000円

※「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第13条第4項第3号による副食費徴収免除対象となっていない方については、上記の各月公定価格から [その月における施設での副食提供日数×225円] を、減じた額となります。

ゆたか保育園 (保育標準時間認定・保育短時間認定)

令和2年度公定価格 (一人あたり)

		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
保育標準時間認定	4月	198,150円	117,060円	64,900円	49,000円
	5月	198,070円	116,980円	64,820円	48,920円
	6月	197,950円	116,860円	64,700円	48,800円
	7月	197,950円	116,860円	64,700円	48,800円
	8月	197,950円	116,860円	64,700円	48,800円
	9月	197,950円	116,860円	64,700円	48,800円
	10月	197,870円	116,780円	64,620円	48,720円
	11月	197,820円	116,730円	56,620円	48,670円
	12月	197,820円	116,730円	56,620円	48,670円
	1月	197,820円	116,730円	56,620円	48,670円
	2月	195,270円	115,320円	56,080円	48,220円
	3月	195,230円	115,280円	56,040円	48,180円

		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
保育短時間認定	4月	193,520円	112,430円	60,270円	44,370円
	5月	193,440円	112,350円	60,190円	44,290円
	6月	193,320円	112,230円	60,070円	44,170円
	7月	193,320円	112,230円	60,070円	44,170円
	8月	193,320円	112,230円	60,070円	44,170円
	9月	193,320円	112,230円	60,070円	44,170円
	10月	193,240円	112,150円	59,990円	44,090円
	11月	193,190円	112,100円	51,990円	44,040円
	12月	193,190円	112,100円	51,990円	44,040円
	1月	193,190円	112,100円	51,990円	44,040円
	2月	190,690円	110,740円	51,500円	43,640円
	3月	190,650円	110,700円	51,460円	43,600円

※「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」

第13条第4項第3号による副食費徴収免除対象となっていない方については、上記の各月公定価格から4,500円を減じた額となります。